

聖籠町告示第34号

聖籠町建設工事指名業者選定要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月28日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町建設工事指名業者選定要綱の一部を改正する告示

聖籠町建設工事指名業者選定要綱（平成9年聖籠町告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「とし、」を「とする。ただし、やむを得ない場合は、」に改める。

第3条第1項中「とし、工事場所周辺の業者を優先するものとする。」を「とする。」に改め、同条第2項中「新潟県新発田地域振興局地域整備部の所轄区域（以下「新発田地域振興局区域」という。）」を「新発田市、阿賀野市及び胎内市（以下「新発田圏域」という。）」に、「とし、工事場所に近い業者を優先する。」を「とする。」に改め、同条第3項及び第4項中「新発田地域振興局区域」を「新発田圏域」に改める。

第3条の2中「にあたっては、」を「における別表の適用に当たっては、」に改める。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表Aの項中「新発田地域振興局区域内」を「新発田圏域内」に改め、同表中「

B	B級 50%以上 A級・C級 50%以内	1 町内B級業者 2 町内A級業者又は町内C級業者 3 新発田地域振興局区域内A級業者又は新発田地域振興局区域内B級業者
C	C級 50%以上 A級・B級・D級 5	1 町内C級業者 2 町内B級業者

	0%以内	3 町内A級業者又は町内D級業者 4 新発田地域振興局区域内B級業者又は新発田地域振興局区域内C級業者
D	D級 50%以上 B級・C級 50%以内	1 町内D級業者 2 町内C級業者 3 町内B級業者 4 新発田地域振興局区域内C級業者又は新発田地域振興局区域内D級業者 5 新発田地域振興局区域内B級業者

」を「

B	B級 50%以上 A級・C級 50%以内	1 町内B級業者 2 町内A級業者又は町内C級業者 3 新発田圏域内A級業者又は新発田圏域内B級業者
C	C級 50%以上 A級・B級・D級 50%以内	1 町内C級業者 2 町内B級業者 3 町内A級業者又は町内D級業者 4 新発田圏域内B級業者又は新発田圏域内C級業者
D	D級 50%以上 B級・C級 50%以内	1 町内D級業者 2 町内C級業者 3 町内B級業者 4 新発田圏域内C級業者又は新発田圏域内D級業者 5 新発田圏域内B級業者

」に改める。

別表中「（注） 各級の工事については、工事場所に近い業者並びに道路除雪の実績及び災害時の活動実績のある業者を優先して、この表の「順位」欄を適用する。」を削る。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。